

# 令和6年度「使用電力の見える化・運用改善モデル事業」 モデル事業者(支援対象事業者)

## 応募要領(2次募集)

川崎市は、令和2年2月に2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを表明するとともに、令和4年3月には「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、脱炭素化に向けた取組を進めています。

脱炭素社会の実現は、行政単独の施策でできるものではなく、あらゆる主体が一丸となって取組を加速化させることが極めて重要です。

このたび、市内中小企業者の脱炭素化を促進するため、事業活動に伴う使用電力を見える化し、省エネルギー化に向けた運用改善の提案を行うモデル事業を実施します。

### 1 事業概要

#### (1) 用語定義

- ・モデル事業：令和6年度「使用電力の見える化・運用改善モデル事業」を指します。
- ・モデル事業者：本モデル事業における省エネ支援の対象事業者を指します。
- ・実施事業者：市が発注する本モデル事業の運営業務を受託している事業者を指します。

#### (2) モデル事業の概要・目的

カーボンニュートラルに向けてできることから取り組みたいと考えている中小企業を対象に、事業活動の使用電力を見える化し、その運用改善を通じて省エネ・コスト削減の実現を目指します。

今回のモデル事業では、容易に取り付け取り外しが可能な可搬式のポータブル電力計を使用して、主要な設備ごとの使用電力の計測を行い、専門的な知識を有する実施事業者から電気の使い方についての運用改善の提案を行い、省エネ化に向けて支援します。また、運用改善後に再度電力計測を行うことで、具体的な省エネ効果を数値で確認します。

#### (3) おおまかな事業実施の流れ (2次募集)

- ア モデル事業者の公募 (令和6年9月17日(火)まで)
- イ モデル事業者の選定 (令和6年9月中)
- ウ 使用電力の見える化・省エネ支援の実施 (10月上旬以降、順次支援開始。全体で3か月程度目安)

#### (4) 実施事業者について

- ・名称：株式会社エニマス
- ・所在地：相模原市南区大野台4-1-54

#### (5) 計測の実施方法

- ア 使用予定機器  
ポータブル通信電流計「ENIMAS (エニマス)」  
ENIMAS-100 又は ENIMAS-400



## イ 主な特徴

- ・同時に 8 台の機器の電流値測定が可能です。
- ・設備ごとの電力使用量を計測・可視化できます。
- ・接続機器 1 台ごとの電流値、消費電力、CO2 排出量を計測できます。
- ・4G 通信回線(SIM 内蔵)により、設置後すぐに計測できます。
- ・分電盤のブレーカーの線にクランプ計をセットすることで、電流値の測定が可能です（取り外しも容易）。

## ウ 機器仕様の詳細

以下のメーカーホームページをご確認ください。

株式会社エニマス「製品紹介」のページ

[https://enimas.co.jp/#cb\\_1](https://enimas.co.jp/#cb_1)

## エ 機器設置数

必要台数を実施事業者から提案のうえ、設置を行います。

### (6) 支援対象事業者数

**4～5社程度**（選定方法は 2（4）「モデル事業者の選定方法」を参照してください。）

**※1次募集（9/2 締切）と併せて合計 15 社程度を支援対象事業者として決定いたします。**

### (7) 参加費用

本モデル事業への参加に当たって費用負担は発生しません。

## 2 モデル事業者の公募

### (1) 応募期間

**令和 6 年 9 月 3 日（火）から 9 月 17 日（火）まで**

### (2) 応募要件

以下のア～ウのいずれにも該当する事業者であるとともに、エに該当しないことが応募要件となります。

#### ア 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に定める「中小規模事業者」

※令和 5 年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満であり、令和 6 年 3 月 31 日時点での自動車所有台数が 100 台未満であること等の条件を満たす事業者が該当します。

#### イ 次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者

##### (ア) 市内に事業所を有する事業者

##### (イ) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

##### (ウ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していない事業者

##### (エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有していない事業者

※（イ）については、業種ごとに、資本金の額や従業員数が一定規模以下の事業者が該当します。

詳細な条件等については、中小企業庁のホームページなどでご確認ください。

FAQ「中小企業の定義について」（中小企業庁ホームページ）

[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.html](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html)

#### ウ その他の応募要件

##### (ア) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めていない事業者

##### (イ) 川崎市税（法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者である事

## 業者

- (ウ) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない事業者
- (エ) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している事業者
- (オ) 本モデル事業における自社の取組事例を、中小企業が取り組む省エネ化事例として「中小企業向け脱炭素経営事例集（以下のURL 参照）」へ掲載することに同意する事業者

川崎市ホームページ「中小企業向け脱炭素経営事例集」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000165720.html>

- (カ) 本モデル事業における取組を含む中小企業の地球温暖化対策について、積極的に広報し、普及啓発に努めるとともに、本市が行うホームページ上での情報発信、その他の各種広報事業に協力するほか、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、その回答に協力することに同意する事業者

### エ 適用除外

上記ア～ウの要件を満たしていても、以下に該当する場合は対象外となります。

- (ア) 法令、条例、規則及びこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている事業者
- (イ) 政治団体
- (ウ) 宗教上の組織又は団体
- (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている事業者
- (オ) 公序良俗に反する等の市長が適当でないと認める事業者
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員
- (ク) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある事業者

### (3) 申請からモデル事業者選定までの流れについて

#### ア モデル事業参加希望申請書の提出（WEB フォームから申請）

市ホームページ上に掲載している「使用電力見える化・運用改善モデル事業参加希望申請フォーム」からお申込みください。

- 「使用電力見える化・運用改善モデル事業」のページ

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167591.html>

- 申請フォーム URL

<https://logoform.jp/form/FUQz/651423>

#### イ モデル事業者の選定方法

令和6年度「使用電力の見える化・運用改善モデル事業」支援対象事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の評価項目に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、支援対象となるモデル事業者を選定します。なお、選定に当たってプレゼンテーション等は実施いたしません。不明な点がある場合は、事務局からお問合せをさせていただく場合があります。

#### ウ 評価項目・配点

以下の評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行います。

評価項目	内容
波及効果	・当該事業者を選定することで、多くの市内中小企業の参考となる省工

	ネ事例を創出することが期待できるか。
本市特性との整合性	・本市の産業立地特性にあった業種・業態であるなど、モデル事業者として適切か。
効率性	・同業種や同様の省エネ対策の実施が見込まれる他の応募事業者と比較して、より高い効果を得られることが期待できるか。
事業目的との合致	・市内の多くの事業者が参考となるよう、業種・業態や省エネ対策に偏りがないか。
脱炭素化への取組意欲	・これまでの事業活動において、脱炭素化に積極的に取り組んできたか。または、今後積極的に取り組む意欲があるか。

## エ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計得点が高い順に順位を決定します。順位が15位以内の事業者をモデル事業者として選定します。同一順位内でモデル事業者を選定する必要が生じた場合は、選定委員会において協議によりモデル事業者を選定します。

## オ 選定結果の通知方法

全ての応募に対し、次のとおり選定結果を通知します。

(ア) 通知時期 令和6年9月30日(月)までに通知予定

(イ) 通知方法 モデル事業参加希望申請書(申請フォーム)に記載された電子メールアドレス宛て送付

## (4) モデル事業者の選定から支援実施までの流れについて

### ア モデル事業者向け事前説明会の開催

**日時・開催方法 未定(実施するかどうか含め、決まり次第御連絡します。)**

### イ 電力使用状況等のヒアリング及び計測機器の設置

省エネにつながる可能性の高い設備等(以下「計測対象設備等」といいます。)の予測を目的として、モデル事業者と実施事業者(・市)との対面によるヒアリングを実施します。日程は、モデル事業者ごとに個別に調整させていただきます。

ヒアリング結果を踏まえて、ポータブル電流計の設置を行います。基本的にはヒアリングと同日に実施することを想定していますが、当該ヒアリングだけでは、計測対象設備等の予測が困難な場合は、電力消費の大まかな傾向を把握することを目的に、プレ計測のための機器設置を行ったうえで、計測対象設備等を特定し、後日あらためて機器設置を行う場合があります。

### ウ 使用電力の事前計測の実施(1か月程度)

上記イで設置した機器により、自動で使用電力の計測を行います。

## エ 運用改善の提案、支援対象事業者による運用改善の実施

事前計測結果を踏まえて、実施事業者から具体的な運用改善手法等について提案を行います。

※運用改善に当たり、実施事業者の費用負担による軽微な設備・機器・その他の新設や更新等(1件あたり税込み11万円程度以内を目安。)を提案することがあります。モデル事業者と実施事業者・市との協議の上、合意が得られた場合は、軽微な設備・機器・その他の新設や更新等を行ったうえで、並行して運用改善に取り組んでいただくこととなります。

### オ 使用電力の再計測(1か月程度)、計測機器の取り外し

運用改善結果について、上記イの機器をそのまま使用し、自動で使用電力の計測を行います。計測終了後、実施事業者がモデル事業者を再度訪問し、計測機器の取り外しを行います。

### カ 省エネ効果の取りまとめ・結果報告

運用改善前後の計測結果を踏まえて、実施事業者が省エネ効果の取りまとめを行い、報告書を作成します。

報告書の内容は、モデル事業者に対して提供し、実施事業者から内容について御説明します。

(5) 事業実施までのスケジュール

項目	月日
2次募集開始	9月 3日 (火)
モデル事業参加希望申請書の提出 (WEB フォーム) 期限	9月 17日 (火)
選定委員会の開催	9月中旬～下旬【予定】
選定結果の通知	9月30日 (月) まで【予定】
モデル事業者向け事前説明会	実施未定
事前ヒアリング、計測機器の設置	10月中 (個別調整)
計測の実施、運用改善、再計測、結果報告 ・電力使用状況等のヒアリング及び計測機器の設置 ・使用電力の事前計測の実施 ・運用改善の提案、支援対象事業者による運用改善の実施 ・再計測、機器の取り外し ・省エネ効果の取りまとめ・結果報告	機器設置後、3箇月程度

### 3 注意事項

(1) 申請内容の取扱い

モデル事業参加希望申請書 (申請フォーム) の入力内容は、川崎市情報公開条例 (平成 13 年 3 月 29 日条例第 1 号) 第 8 条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(2) 応募の辞退

モデル事業者選定結果の通知後に、参加辞退を希望する場合は、速やかに事務局までお申し出の上、辞退届 (書式任意) を御提出ください。

(3) 虚偽の記載をした場合

申請内容に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(4) その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 応募が 5 社以内 (1 次募集と併せて 15 社以内) の場合でも選定委員会を開催し、モデル事業者としての適否を判断します。

ウ 本モデル事業は、諸般の事情により取りやめる場合があります。

#### 4 事務局・お問い合わせ先

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎 21 階）

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地（担当：竹田、佐藤）

電話：044-200-2169

FAX：044-200-3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp